

住宅改修業者登録制度

バリアフリー化



あなたの リフォームの お手伝い



お探しの
リフォーム業者が
きっと見つかる!

住宅改修業者登録制度 [検索](#)

耐震性向上

断熱改修



兵庫県

住宅改修業者登録制度とは？

リフォーム業者探しをお手伝いします

- 安心して住宅をリフォームするためには、業者選びが大切なポイントです。
- 兵庫県では、一部の悪質なリフォーム業者による被害を防ぐため、一定の条件を満たすリフォーム業者を登録し、情報を公開する「住宅改修業者登録制度」を実施しています。
- リフォーム業者の情報は、ひょうご住まいサポートセンターのホームページのほか、お近くの県民局でもご覧いただくことができます。
- ホームページでは、「工事内容」、「名称・番号」等による検索が可能です。

住宅改修業者登録制度

検索

クリック



登録業者はこんな要件を満たしています

誠実にリフォーム工事を実施するために～倫理規程を守ります～

- 法令や条例を守り誠実にリフォームを行います
- 正確でわかりやすい情報を提供します
- 見積や契約等について、正確でわかりやすい書面の作成と十分な説明を行います
- 苦情等に対して誠実に対応します
- 住宅の品質や資産価値向上に努めます
- 専門知識の修得と技術・技能の研鑽に努めます
- 地球環境保全への寄与に努めます
- 強引な販売手法や誤解を招く営業活動・表示をしません
- 個人情報を守ります
- 暴力団及び暴力団関係者ではなく、関係も持ちません

トラブルにきちんと対応できるように～契約主任者・技術主任者を選任します～

契約に関することや契約者からの苦情に対応する責任者（契約主任者）と、建築士などの資格を持つ工事の責任者（技術主任者）を営業所ごとにおいています。

あいまいな契約を結ばないように～契約に関する指針を守ります～

あいまいな契約はトラブルのもとです。登録業者は、契約書や契約約款に一定の事項を明示することを義務付けられています。

(例)

- ・契約書に、工事内訳(工事項目ごとの仕様や単価、数量、小計額、工事価額)等を記載
- ・契約約款に、不可抗力による損害の負担方法、瑕疵がある場合の責任、紛争の解決方法等を記載



適正に仕事を行うために～研修を受けるよう努めます～

登録業者の資質の向上により適正に業務を行うようにするため、研修の受講による自己研鑽に努めています。

こんな情報が公開されています



業者の名称や所在地など

- 業者(会社)名
- 登録番号・登録年月日
- 事務所の所在地
- 役員の氏名
- 営業所の所在地
- 契約主任者・技術主任者の氏名
- 建設業許可情報
建設業の種類／許可番号／
許可年月日／許可の区分
- 電話・ファックス番号
- 営業時間・定休日
- 従業員数
- 工事保険加入状況
- 加入団体名称
- 施工事例

工事の種別や実績

- 施工可能な工事の種別や得意とする工事の種別
(例) バリアフリー工事、
増築・改築工事、内装工事、
台所・浴室・トイレ等の水回り工事、
屋根・外壁・防水工事、
耐震補強工事、
電気・情報化工事、
給排水設備工事 など
- 過去3年間のリフォーム工事の件数と請負代金の額

従事者の資格の種類と人数など

- リフォームに関する資格者数
(例) 建築士(一級、二級、木造)、
建築設備士、
施工管理技士(一級、二級)、
技術士(建設部門)、
増改築相談員、
マンションリフォームマネジャー、
インテリアプランナー など
- 従業員の研修の受講状況

登録した業者が不誠実なことをしたら…

- 知事は、登録業者が、遵守事項を守らない場合などには、**必要な措置をとるよう勧告**することができます。
- 知事は、登録業者が、不正に登録を受けたことがわかった場合、建設業法による営業停止処分を受けた場合、勧告に従わない場合などは、**登録を取消し、業者名を公表**することができます。
- 知事は、必要な限度において、業者から報告や資料の提出を求めたり、職員に営業所への**立ち入りや帳簿書類等の検査**などをさせることができます。

ご注意

- リフォーム業者を選ぶときやリフォーム工事を進めるときには、登録業者の場合でも、複数の業者から見積りを取り、見積書に工事内容や工事費の内訳が詳しく書かれているかを確認してください。詳しくは、4ページの「納得できる住宅リフォームのための手順」を参考にして下さい。

住宅改修業者登録制度に関するお問合せ先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課

078-362-3611



リフォーム業者をさがしてみましょ

【検索方法】インターネットブラウザにて「ひょうご住まいサポートセンター」を検索。TOP ページ左の「住宅改修業者」をクリック。

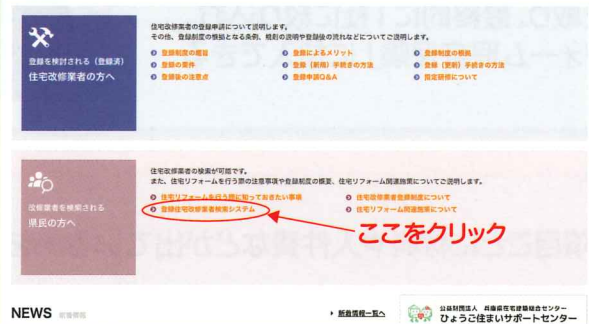


1 「住宅改修業者登録制度」TOP ページへ



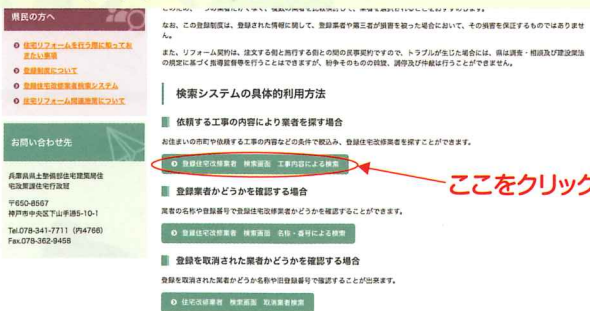
TOP ページ移行後、下へスクロール

2 「登録住宅改修業者検索システム」をクリック



3 登録住宅改修業者検索システムのページへ移行後、下へスクロール

「登録住宅改修業者検索 検索画面 工事内容による検索」ボタンをクリック



工事内容による検索のページへ移行

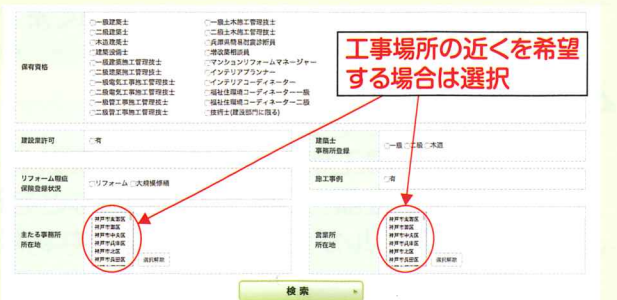
4 工事場所、建物種類、工事種類をそれぞれ選択しチェック



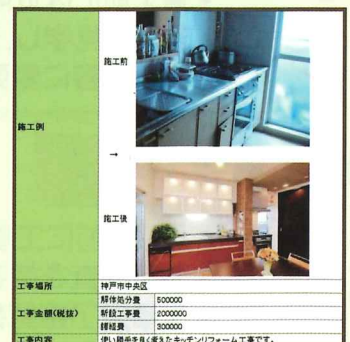
5 工事内容による検索のページ（同じページ）を下へスクロール

保有資格や建設業許可等、必要に応じてチェックを入れる

工事場所の近くの業者を希望する場合は、「主たる事務所の所在地」、「営業所所在地」を選択



6 そのほか詳細情報では、実際の施工事例における施工前後の写真や費用（解体、新設、諸経費別）についても確認できます。



登録業者の情報は、お近くの県民局でも確認できます

登録業者の情報は、各県民局の県民情報センターやまちづくり建築課などに備え付けの「住宅改修業者一覧表」でも確認することができます。

納得できる住宅リフォームのための手順

手間と時間をかけましょう。手順がわかればトラブル防止に役立ちます。

1. 内容の検討

- 家族で話し合っ、リフォームする部分・工事内容を決める。
- 将来のことを考えて、耐震・省エネ・バリアフリー改修なども検討する。
- 法律や規約などを調べる。(マンションでは管理規約に注意)
- リフォーム融資制度や補助金制度の活用を検討する。
- 設計・工事監理を含めて建築士に依頼することも検討する。

2. 業者選び

- 施主の要望を十分聞いてくれる業者を選ぶ。
- 所在地が極端に遠方でない業者を選ぶ。
(事業所と現場の距離は1時間以内が目安です)
- 依頼する工事を得意分野とする業者を選ぶ。
(実際に施工例を見せてくれるところなら最適です)
- リフォームについて経験豊富で実績があり、資格者を有し、専門業者の団体などに加入している業者を選ぶ。
- 条件にあった複数の業者から「相見積り」を取り、最終的に1社に絞り込む。
- 工事の保証と検査がセットになった、「リフォーム瑕疵保険」に加入できる業者なら、さらに安心です。

住宅改修業者登録制度
がお手伝いします。



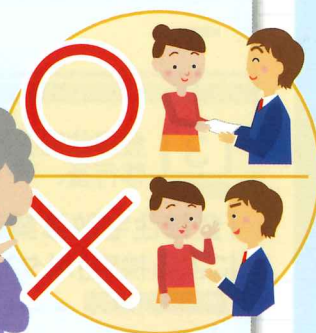
3. 見積り

- 図面・見積書が詳しく記載されているか、項目ごとに材料や人件費などが出ているかを確認する。
- 見積金額のみを比較せず、工事の内容や進め方、工事の変更や追加に関する対処方法をあらかじめ確認する。
- わからないところは納得がいくまで質問し確認する。

4. 契約

- 小規模工事でも必ず書面で契約書を取り交わす。
- 工事金額、工期、引渡し期日などを確認する。
- トラブルが生じたときに必要な約款の規定を確認する。

くち
口約束はダメよ!



5. 工事中

- 着工前には近隣への挨拶を忘れずに。
- 現場を見学し、進捗状況を確認する。
- 工事内容に変更・追加があったときは必ず書面で確認する。

必要な工事なの?



6. 工事完了後

- 引渡し前に工事内容や使い方などを確認する。
- 竣工検査を業者立会いのもとに行う。
- 工事完了確認書を取り交わし、保管する。

リフォームのときに気を付けてください

高齢者をねらった一部の悪質リフォーム業者によるトラブルが増えています。「不安をあおる」、「強引な契約をする」、「断っても断ってもたずねてくる」、「不必要なサービスを強要する」、「大幅な値引きだと偽って契約しようとする」など、おかしいと感じたら…下記の相談窓口まで連絡してください。

おかしいと感じたとき



ひょうご住まいサポートセンター

078-360-2536



契約してしまったとき



消費生活総合センター

078-303-0999

但馬消費生活センター

0796-23-0999

こんな制度もご利用ください

安全・安心リフォームアドバイザー派遣事業

県民が既存住宅の状況やニーズに応じた適切な住宅リフォーム（バリアフリー・耐震化など）を実施できるよう、現地へ建築士等の専門家を派遣します。派遣費用は無料です。

お問合せ先

ひょうご住まいサポートセンター

078-360-2536

ひょうご住まいの耐震化促進事業

昭和56年5月以前に建てられた住宅を対象に、住宅の耐震改修の計画づくりと耐震改修工事にかかる費用の一部を県が補助する制度です。

登録を受けた住宅改修業者によって工事を実施することが要件です。

お問合せ先

【申請について】

市役所・町役場の担当課

「ひょうご住まいの耐震化促進事業」で検索

【制度について】

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課

078-362-4340

住宅耐震改修工事利子補給事業

金融機関で融資を受けて耐震改修工事を実施する場合に利子補給を受けることができる制度です。耐震改修工事と同時に実施する、住宅リフォーム工事に要する費用についても利子補給の対象とすることができます。

登録を受けた住宅改修業者によって工事を実施することが要件です。

お問合せ先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課

078-362-4340

人生いきいき住宅助成事業

高齢者や身体障害者がお住まいの住宅を対象に、バリアフリー化工事にかかる費用の一部を補助する制度です。

お問合せ先

【申請について】

市役所・町役場の担当課「人生いきいき市町担当一覧」で検索

【制度について】

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課

介護保険制度の要介護・要支援認定を受けている方、身体障害者手帳、療養手帳をお持ちの方がお住まいの世帯

078-362-9117

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

65歳以上の高齢者がいる世帯等

078-362-4298